

○横浜港埠頭株式会社役員退職慰労金規程

(総則)

第1条 本規程は、横浜港埠頭株式会社（以下「会社」という。）の取締役および監査役（以下「役員」という。）が退任したとき、当該役員に対して支給する退職慰労金（以下「慰労金」という。）について定めるものである。ただし、国、地方公共団体の出身者はこの対象としない。

(慰労金額の決定)

第2条 退職した役員に支給すべき慰労金は、本規程に基づき計算すべき旨の株主総会の決議に従い、取締役会もしくは監査役の協議により決定された額の範囲内とする。

(慰労金の支給基準)

第3条 役員に支給する慰労金の額は、報酬月額に在任年数を乗じて得た額の範囲内とする。

- 2 在任年数は、月をもって計算し、6月以下の端数は、これを切り捨て、7月以上は、これを1年とみなすものとする。

(非常勤期間)

第4条 役員の非常勤期間については、原則として、慰労金算出の際の役員在任年数から除く。

(減額・不支給)

第5条 退任役員のうち、在任中会社の名誉を毀損し、あるいは会社に著しい損害等を与えた者に対しては、取締役会の決議または監査役の協議により、慰労金について相当な減額または不支給とすることができる。

(支給時期及び方法)

第6条 慰労金は株主総会の決議後、すみやかにその金額を支給する。

- 2 経済状況、会社の業績等により当該役員と協議のうえ、支給時期、分割支給回数等、支給方法について別に定めることができる。
- 3 前各項についてはいずれも、取締役会の決議または監査役の協議により決定する。

(退任・転任時の扱い)

第7条 取締役または監査役を退任したときは、その都度慰労金を支給する。

- 2 取締役を退任し監査役に就任したとき、または監査役を退任し取締役に就任したとき

は、任期の通算は行なわない。

附則

- 1 この規程の改廃は、取締役会決議によるものとする。
- 2 この規程は平成 23 年 12 月 20 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。